

VII その他

(1) 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の見直し（印紙税）

建設工事請負及び不動産譲渡に係る消費者負担を軽減し、活発な建設投資・不動産取引が行われうる環境の整備を図るため、消費税を含む税体系の抜本的改革の際に、工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、廃止も視野に入れつつ所要の措置を講ずる。

〔工事請負契約書及び不動産譲渡契約書等に関する印紙税額〕

	特例措置（※） による税率	本則税率	
		不動産譲渡契約書	工事請負契約書
金額の記載のないもの	/	200円	200円
1万円未満		非課税	
1万円以上10万円以下		200円	200円
10万円超50万円以下		400円	
50万円超100万円以下		1,000円	400円
100万円超200万円以下		2,000円	
200万円超300万円以下			10,000円
300万円超500万円以下		15,000円	
500万円超1,000万円以下			45,000円
1,000万円超5,000万円以下		80,000円	
5,000万円超1億円以下	180,000円		200,000円
1億円超5億円以下		360,000円	400,000円
5億円超10億円以下	540,000円		600,000円
10億円超50億円以下			
50億円超			

（※）平成9年4月1日以降、1,000万円超の契約書について、特例措置が講じられている。

(2) 株苦東、苦小牧港開発株、石狩開発株及び新むつ小川原株に係る特例措置の拡充（所得税、法人税、地価税、個人住民税、法人住民税、事業税）

我が国のエネルギー政策及び産業政策上重要な地域である苦小牧地区、石狩新港地区及びむつ小川原地区の開発を引き続き推進していくため、株式会社日本政策投資銀行が国の全額出資に係る法人でなくなった後も税制上の特例措置を活用できるよう、特例措置の要件の見直しを行う。

<特例の内容>

- 「一定の法人」に土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除（所得税・法人税）
- 「一定の法人」が保有する土地への非課税措置（地価税）

<一定の法人の要件>

- 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上（地価税は1/3以上）が国（国の全額出資に係る法人を含む）又は地方公共団体により所有され又は出資をされている法人

※ 「国の全額出資に係る法人」として、現在、日本政策投資銀行からの出資が国からの出資に含まれているが、日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行となり、政府保有株式の一部を売却した後も引き続き要件を満たすこととなるよう、特例措置の要件の見直しを行う。

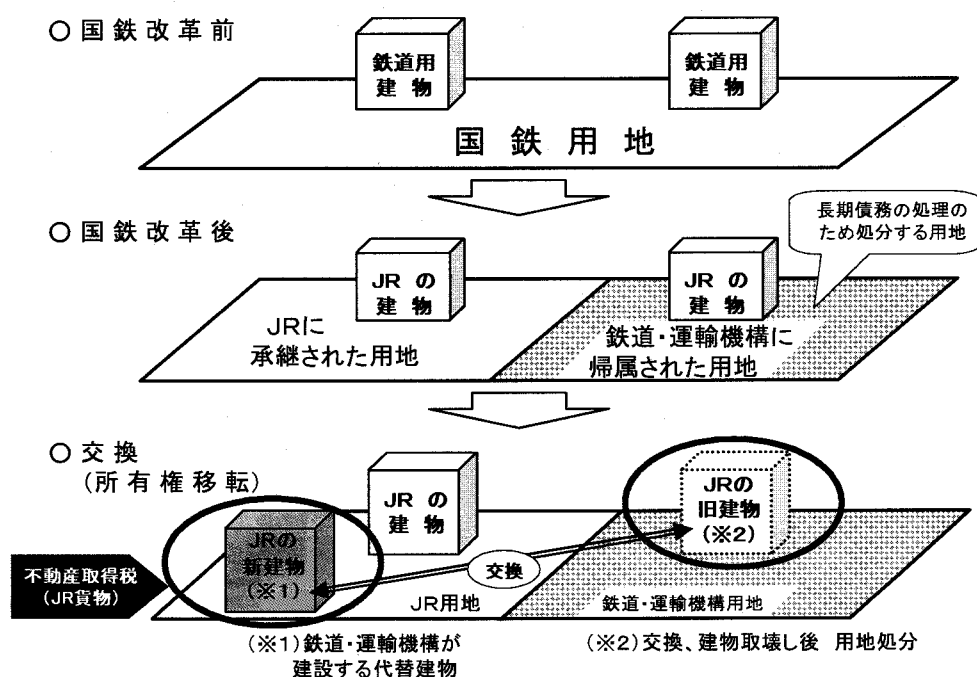
(3) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業によりJR貨物が取得した家屋に係る特例措置の創設（不動産取得税）

国鉄長期債務の円滑な償還のために、基盤整備事業の推進を図り、鉄道建設・運輸施設整備支援機構用地の処分を着実に進めてきたところであり、引き続き同機構用地処分の円滑な推進を図るため、同機構が行う基盤整備事業に伴いJR貨物が取得した家屋に係る特例措置を創設する。

○不動産取得税：旧家屋の資産価額を控除

【鉄道・運輸機構の行う基盤整備事業の概要】

鉄道・運輸機構の基盤整備事業は同機構に帰属した土地にあるJRの建物を、同社の用地に移転して機能補償を行うとともに、当該土地を更地化することによって、同土地の資産価値を高めることを目的としている。



(4) 自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長（自動車取得税）

省資源化及び循環型社会形成の促進等の観点から、中古自動車の流通の活性化を図るため、自動車取得税の免税点に係る特例措置の適用期限を延長する。

○自動車取得税：免税点50万円（本則上15万円）

(5) 航空機の部分品等に係る免税措置の延長（関税）

航空輸送における国際競争力の強化のため、恒久的に免税となっている航空機本体とともに、海外から調達している航空機の部分品等に係る関税の免税措置の適用期限を延長する。

- 除害施設等に係る特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税）
- 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長（固定資産税）
- 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転促進のための特例措置の延長（不動産取得税）
- 能登半島地震災害による被災代替家屋に係る特例措置の創設（固定資産税、都市計画税）
- 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置の創設（固定資産税、都市計画税）
- 給与所得者等が使用者から住宅資金の貸付け等を受けた場合の特例措置の延長（所得税、個人住民税）
- 日本勤労者住宅協会の廃止に伴う特例措置の創設（登録免許税、不動産取得税）
- 中心市街地において一定の優良な賃貸住宅を建設する場合の特例措置の延長（所得税、法人税）
- マンション建替事業に係る特例措置の延長（登録免許税、不動産取得税）
- 防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置の延長（固定資産税）
- 独立行政法人都市再生機構が不動産を取得する場合の特例措置の延長（不動産取得税）
- 住宅に係るアスベスト改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）
- 産業活力再生特別措置法に係る登録免許税の軽減税率の適用の延長（登録免許税）
- 上場投資法人に係る導管性要件の緩和（法人税）
- 「国際競争力のある観光地の整備促進に関する法律案（仮称）」の提出に伴う税制上の所要の措置
- 鉄道に係る補助金の一部見直しに伴う税制上の所要の措置
- 軽自動車検査協会の軽自動車検査事務の用に供する不動産の取得に係る特例措置の延長（不動産取得税）
- 独立行政法人の業務・組織全般の見直しに伴う税制上の所要の措置
- 気象研究所の独立行政法人化に伴う税制上の所要の措置
- 公益法人制度改革に伴う税制上の所要の措置
- 公害防止用設備（揮発性有機化合物排出抑制設備）に係る特例措置の延長（固定資産税）
- 公害防止用設備（廃油処理施設）に係る特例措置の延長（所得税、法人税）
- 廃油処理施設の油水分離装置等に係る特例措置の延長（固定資産税）
- 試験研究費の総額に対する税額控除制度の延長及び拡充（所得税、法人税）
- 特別試験研究税額控除制度の延長及び拡充（所得税、法人税）
- 企業会計の国際的コンバージェンスに対応した税制上の所要の措置
- 民間都市開発推進機構の行う業務に係る特例措置の拡充（法人税、法人住民税、事業税、事業所税）